

平成29年 3月21日

京都府住宅審議会
会長 高田 光雄 様

京都府住宅審議会府営住宅管理部会
部会長 中村 久美

少子化対策を含む府営住宅等のコミュニティミックスについて（中間報告）
府営住宅等の入居者資格等について（中間報告）

平成28年11月17日付けで付議のあったことについて、下記のとおり報告する。

記

1 少子化対策を含む府営住宅等のコミュニティミックスについて

- (1) 新築団地である榎島大川原団地及び桃山日向団地に限り導入している入居期限付き住宅について、府営住宅等における更なる子育て支援や多様な年齢階層の世帯の入居促進等の観点から、既存の大規模団地（概ね100戸以上）においても展開することが適当である。その際、実施する住戸の住戸専用面積、対象世帯、入居期間、入居期限到来時の居住安定措置等については現行制度と同じ枠組みとし、必要に応じて子育て支援に資する仕様への改修も併せて実施することが適当である。
- (2) その他、子育て世帯に対する優遇措置の改善や公営住宅の空き住戸等の目的外使用による新たな住まい方の展開などについては、他の公的賃貸住宅事業主体の先行事例を参考としつつ、子育て支援に係る地域のNPO等との連携などのソフト面での取組も含め、本部会において引き続き検討を行う。

2 府営住宅等の入居者資格等について

- (1) 府営住宅等の入居者資格として入居者に求めている連帯保証人要件について、家賃収納方法の工夫や滞納整理強調期間の取組、滞納整理事務取扱要領に基づく取組、弁護士への徴収事務委託など家賃徴収に係る各種取組による近年の家賃徴収率の状況に加え、単身高齢者世帯やひとり親世帯の増加等により連帯保証人が1名に減免されている世帯の増加等の状況等に鑑み、現行の原則2名から1名に緩和することが適当である。
- (2) その他、府営住宅等の募集方法や入居者資格の合理化、住戸面積・住棟構造と世帯人員・構成との需給ミスマッチ解消やペット同行避難の取扱いも含めた災害時の被災者の受け入れ体制の構築、団地生活における居住のルールのあるり方などについては、国における家賃債務保証業者の登録制度の検討状況を踏まえた機関保証の導入など更なる連帯保証人要件の合理化も含め、本部会において引き続き検討を行う。